

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部  
商業・サービス産業政策課】 5

北九州市告示第196号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
北九州市若松区向洋町10番12及び10番27
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

北九州市公告第317号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
白灯油（5月分） 24キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年4月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
コスモ石油販売株式会社九州支店北九州営業所  
北九州市戸畑区牧山海岸4番48号
- 5 落札金額  
1キロリットル当たりの金額6万4,910円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和3年3月18日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第318号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油（軽油引取税免税・5月分） 2万9,600リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年4月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
日吉化学工業株式会社  
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額118円30銭に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和3年3月18日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 3 1 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 5 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブシティ小倉

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 大山一也

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 橋本 勝

変更後

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 大山一也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

他 7 5 者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号

代表取締役 菊池 毅

他71者

4 変更の年月日

令和3年4月1日

5 変更する理由

- (1) 第3項第1号 人事異動による。
- (2) 第3項第2号 営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年4月30日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年9月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年9月13日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見